

群馬の高校生へ

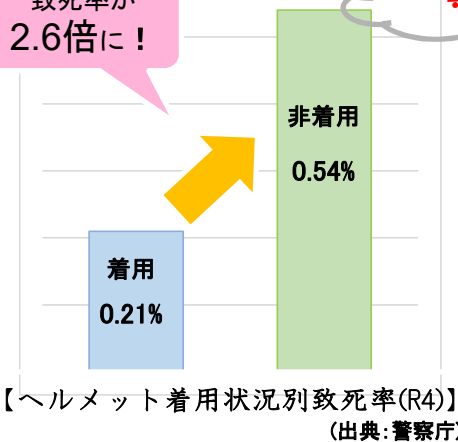
ストップ! 群馬の自転車事故

群馬県教育委員会



群馬県警察本部によると、令和4年（1月～12月）本県では、1,859件の自転車対車事故が発生しており、そのうち568件(30.6%)*が高校生の関係したものとなっています。
全国的に見て本県は、自転車事故総数に占める高校生の割合が非常に高く、大きな課題となっています。
※県警察本部交通企画課統計

致死率が
2.6倍に!



ヘルメットで命を守ろう!



| 順位 | 前年順位 | 都道府県 | 1万人当たりの事故件数 | 事故件数 |
|----|------|------|-------------|------|
| 1 | 1 | 群馬県 | 111.95 | 569 |
| 2 | 2 | 静岡県 | 64.29 | 606 |
| 3 | 5 | 徳島県 | 41.26 | 74 |
| 4 | 4 | 香川県 | 37.64 | 97 |
| 5 | 7 | 佐賀県 | 34.72 | 79 |

【高校生の通学時 1万人当たりの自転車事故ランキング(2021年)】

(出典:自転車の安全利用促進委員会)

「群馬県の高校生」として、あなたはこの状況をどう思いますか。

道路交通法改正(令和5年4月1日施行)

道路交通法(第63条の11)の変更点 【自転車の運転者等の遵守事項】

1. 自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。
2. 自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。
3. 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するとき、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。(出典:警察庁)

<県内の状況>

令和4年11月1日時点
県内の公立高校(全日制)
公立中等教育学校(後期)の生徒
の着用状況

(健康体育課調べ)

| | 着用率 | 通学中にヘルメットを着用している生徒数 | 通学に自転車を利用する生徒数 |
|-----|-------|---------------------|----------------|
| 1年生 | 77.0% | 6,846人 | 8,894人 |
| 2年生 | 60.8% | 5,244人 | 8,630人 |
| 3年生 | 43.8% | 3,738人 | 8,526人 |
| 計 | 60.8% | 15,828人 | 26,050人 |

交通事故防止のための2つのポイント

① 一時停止の徹底



重大事故に繋がる恐れ

高校生の自転車事故の原因としては「正しい運転中」が半数以上を占めているものの、「前方不注意」や「信号無視・一時停止違反」といった高校生側に責任の事故も多く発生しています。特に「一時停止不履行」は重大な事故に繋がる恐れがあるので注意が必要です。

また、もし、自転車により歩行者等にけがを負わせてしまった場合、「刑事責任」を問われたり、被害者に対する高額な「賠償責任」を負わなければならない場合もあります。

自転車は車両であることを自覚し、被害だけでなく、加害事故防止の視点も忘れてはいけません。

② 加害事故の防止



多額の賠償責任

もう1度ルールの確認を!

自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を走行
歩道は例外、歩行者を優先
 - 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
 - 3 夜間はライトを点灯
 - 4 飲酒運転は禁止
 - 5 ヘルメットを着用
- (令和4年11月1日中央交通安全対策会議交通対策本部決定)

あなたは、交通ルールを守れていますか。
「自転車通学 安全チェックシート」で自分自身の交通行動について振り返ってみましょう。

ポイント

交通事故は、人的要因・車両的要因・環境的要因の3つの要因が関わって起こります。交通事故を防止するには、安全運転に心がけることはもちろんのこと、自転車の整備や通学路の危険箇所の把握等が不可欠です。

また本県は、1世帯あたりの自動車保有率が全国トップクラスであり、自動車免許保有率においては全国で最も高いといわれています。自転車事故防止については、これら群馬県の交通環境全体を捉えた上で、加害・被害の両面から自分自身の交通行動について考える必要があります。

万一の加害事故に備えて…



自転車も車両だよ

自転車による加害事故への対応として、県高等学校保護者連絡会が団体契約している「高校生総合補償制度」や公益財団法人日本交通管理技術協会による「自転車安全整備制度(TSマーク)」等の損害賠償保険制度があります。いずれも任意での加入ですので、その他の保険も含めて、万一の加害事故に備えて各家庭で相談しましょう。

| 高校生総合補償制度 | | 賠償内容 | 保険金額 |
|-------------|---------|---|-------------------------------------|
| 他人第三者への賠償補償 | 個人賠償責任 | 誤って他人にけがを負わせたり、他人の財物を壊してしまい、法律上の損害賠償責任を負った時 | 1事故につき5,000万円 |
| | 入院保険金日額 | 学校や通学途上、ならびに家庭などで不慮の事故によって傷害を被った時 | 入院1日につき1,800円 |
| けがの補償 | 手術保険金 | | 入院手術:入院保険金日額の10倍 外来手術:入院保険金日額の5倍 |
| | 通院保険金日額 | | 通院1日につき900円 |

TSマーク

| | | |
|------------------|-------|-------|
| 損害補償 | | |
| ○入院5日以上 | (一律) | 10万円 |
| ○死亡・高度後遺障害(1~4級) | (一律) | 100万円 |
| 賠償責任補償 | | |
| ○死亡・高度後遺障害(1~7級) | (限度額) | 1億円 |
| 被害者見舞金 | | |
| ○入院5日以上 | (一律) | 10万円 |



※それぞれの保険内容等については、保険会社等へ直接確認すること

「群馬県の高校生」として、あなたはどのように行動していったらよいと考えますか。

ストップ!
群馬の
自転車事故



僕たち・私たちの力で、**群馬県の安全な交通社会**を実現させましょう!!